

令和8年度 西原町総合教育会議 議事録

| | |
|-------|--|
| 日時 | 令和8年4月20日（月） 13:30～14:25 |
| 場所 | 西原町役場 3階 会議室④ |
| 出席者 | 崎原 盛秀（町長）、仲盛 康治（教育長）、上間 卓（教育長職務代理者）、 米城 きよみ（教育委員） |
| 職務出席者 | 城間 英明（教育部長）、玉那覇 勝也（教育総務課長）、 佐久間 洋（教育総務課主幹）、豊田 久乃（教育総務課係長） |
| 傍聴人 | 0名 |
| 記録者 | 豊田 久乃（教育総務課係長） |

【議題】

「西原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」
(報告)

【会議資料】

西原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画関連資料

【開会】

(司会：教育総務課長)

それでは、ただいまから令和8年度西原町総合教育会議を開会いたします。

まず初めに、本会議の構成員の出欠状況であります。崎原町長、仲盛教育長、上間委員と米城委員の合計4名が出席となっております。なお、平良委員と豊里委員の2名は欠席となっておりますので、報告致します。

次に、本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の規定および西原町総合教育会議設置要綱第8条の規定により、西原町ホームページで議事録を公表しております。西原町総合教育会議設置要綱をお手元にお配りしておりますのご確認ください。

それでは会議の開会にあたりまして、崎原町長より一言ご挨拶をお願いします。

【町長あいさつ】

はいさいぐすーよーちゅううがなびら皆さんこんにちは。

本日は令和8年度総合教育会議に、ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回、教育長、そして並びに教育委員お二人が変わられて初めての総合教育会議の開催となっております。前回の会議が、令和7年1月に開催をしております、「第3次西原町教育大綱」の策定を決定しております。

みなさんご承知のとおり「総合教育会議」は、地方公共団体の首長と教育委員会が、地域の教育の方針や児童生徒の生命・身体に関わる緊急課題などを協議・調整するために、全ての自治体に設置が義務付けられた会議体です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成27年4月から制度化され、教育大綱の策定や教育施策の方向性共有を目的

とした会議となっております。

また「文教のまち西原」として、明日を担う子どもたちが教育に対して、しっかり前向きになれるような環境を作っていただきたいと思います。本日は、より良い教育振興のため時間の許す限り忌憚のないご意見を賜りながら子どもたちのためにとの思いで、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(司会：教育総務課長)

崎原町長ありがとうございました。

ではこれより総合教育会議の議事へと移りますが、西原町総合教育会議設置要綱第5条におきまして、議事の進行は町長が行うと規定されておりますので、町長よろしくお願ひします。

(議長：町長)

それでは私の方で議事進行させていただきます。

本日の議題、「西原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」(報告)を事務局の方から説明お願ひします。

【議 題】「西原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」(報告)

(教育総務課主幹)

それでは、事務局より「西原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定についてご報告いたします。お手元の資料をご覧くださいながら説明致します。

まず、今回の西原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の背景についてですが、平成30年頃に遡り、民間での働き方改革の推進が進んでいる中で、労働法制の転換期を迎えております。それを受けて、令和7年度に給特法(「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」)が改正されました。その中で、本実施計画を定めることが指針として示され、今回の策定に至ります。大きな目的は、教職員の業務量の管理、そして教職員と子どもたちの健康・福祉の確保を図り、最終的には子どもたちにより良い教育を提供するために、本計画を策定していくこととなります。また、この計画は、その実施状況について毎年度、総合教育会議で報告することが求められております。

はじめに、計画の趣旨についてご説明いたします。沖縄県では令和6年度から令和8年度の3年間で「ピースフル・プラン」として働き方改革を進めています。それを受けて、沖縄県の計画と連動した取り組みとなりますが、さらに長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含め、労働安全衛生管理の充実に取り組む必要があるため、本計画を策定しております。

現状についてですが、小学校の残業時間は年平均36.9時間/月、中学校は33.2時間/月となっています。また、月の残業時間が45時間を超える割合は、小学校で14.8%、中学校で23.0%です。さらに、過労死ラインと言われる月80時間超の割合は、小学校で0.4%、中学校で1.7%となっており、年360時間超の割合は、小学校が44.1%、中学校が45.4%です。実は、この結果は他市町村と比較すると低い数値です。結果としては良好であると言えますが、中学校の方がやや高い傾向が見受けられます。年平均の残業時間は中学校が短いですが、

45 時間超や 80 時間超に関してみると、中学校の方が高い結果となっています。これは、極端に割合が高い教員が存在することを示しています。そのため、小中学校間の開きが生じています。学校間の差もありますが、個人差が非常に大きい結果となっています。

例えば、中学校では年 360 時間を目標としていますが、令和 6 年度の最も長い残業時間が 1,000 時間を超えています。このような現状を踏まえて、本計画の令和 8 年度版の目的・目標・成果指標を掲げ、西原町の課題として挙げています。

目的は、児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上であり、最終的には子どもたちにより良い教育を提供することです。

次に、目標として県が実現を目指して掲げている「3 軸・6 視点」があります。「3 軸」は、「働きやすさ」、「働きがい」、「心身の健康」です。そして「6 視点」について述べますと、「働きやすさ」では同僚や管理職との良好な人間関係の構築、個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保が示され、「働きがい」では児童生徒や保護者との信頼関係の構築、資質能力の向上や専門性の発揮が挙げられます。また、「心身の健康」については、心身の健康の確保、安全で快適な職場環境の形成、長時間勤務の改善が示されています。

この「3 軸・6 視点」を基に、学校としては管理職を中心に働き方改革を進めていきます。特に現在、県でも非常に重要視しているのが「働きがい」です。

では、以上の目標に沿った評価をどのように行うかという点、次の 3 点が挙げられており、毎年評価することになっています。まず①学校評価の項目に、「3 軸・6 視点」に関する 5 項目を位置づけています。次に②管理職のアンケートを実施しております。そして③在校時間の集計を委員会で行っています。

続いて検証ですが、出てきた結果をもとに、①学校評価を含めた「肯定的回答の割合を 80% 以上とする」、②全教職員が時間外在校等時間を月 45 時間以内、年 360 時間以内での勤務を目指さす。という 2 つの成果指標の目標値を設定しています。特に、月 80 時間を超える教職員をゼロとし、月 45 時間および年 360 時間を超える教職員の年平均割合を令和 6 年度の 80% 以下とすることを目標としています。

令和 6 年度は、年 360 時間を超える教職員が約 100 名いました。まずは 360 時間超の人数を減らすこと、そして月 45 時間および月 80 時間をゼロにすることを目標とします。令和 11 年度末までに、1 年間における 1 ヶ月あたりの時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にすることを目指します。

そこで委員会の措置としましては、「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」で、「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直しについて助言しております。こちらは文科省から出されたもので、①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の 3 つに分けられています。

その中でも、③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務において、「学校における措置の推進」として、校務 DX（校務支援システムの活用等）を推進することや、GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリストの検討を進めていきます。また、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組みとして、毎年実施しているメンタルヘルスチェックなどがあります。特に「業務の 3 分類」におきましては、具体的にはコミュニティスクールの学校運営協議会を活性化し、地域と連携を取りながら進めていくことを助言していく考えであります。事務局の説明は以上となります。

(議長：町長)

ただいま事務局から説明がございましたが、何か質疑等ありますでしょうか。

(上間委員)

各学校の学校運営協議会の立ち上げメンバーが残っておらず、現在は本来の役割を果たせていないのではないかと気になっています。定期的または年1回でもセミナーを受講したり、各学校との連携による現状報告会などの交流を行ったりすることが重要だと思います。特に、東小学校が良好に活用されていると感じるため、成功事例を共有し、どうあるべきかを再確認することが必要だと思います。また、「3軸・6視点」を教育委員会だけで共有するのではなく、町としての考え方や方向性について、町P連を活用して保護者の皆さんにも共有し、取り組む必要があると考えます。

(教育総務課主幹)

まず、現在の学校運営協議会のあり方について課題があることは確かです。そこで、4月9日の校長教頭会において、今年度の学校運営協議会の運営方法を示しました。具体的には、単なる情報共有の場ではなく、学校の課題を提起し、PDCAサイクルを用いて課題解決について各委員が自分たちができることを議論する場として協議していこうと提案しております。

やはり情報共有は非常に重要だと考えます。そのためには地域コーディネーターの皆さんの力が確実に必要となってきますので、コーディネーターを中心に情報を共有し、各学校に持ち帰った上で、学校運営協議会の場で協議していく必要があると思います。この点については、生涯学習課と連携しながら検討していきます。

(議長：町長)

他にご意見やご質問等ございますか。

(米城委員)

「3軸・6視点」に関する5項目は学校評価に設定されていますが、教職員の長時間勤務に関する項目が重要事項であるにもかかわらず、入っていないのが気になりました。もしこの項目が含まれていれば、面談の際に何が原因なのかをお互いに確認し、改善につなげることができると思います。また、「業務の3分類」にはコミュニティスクールがどの項目にも含まれています。保護者だけでなく、地域をどのように巻き込むかが重要だと思います。

(教育総務課主幹)

まず、時間外勤務の評価の件についてですが、ご指摘の通り、この項目が含まれていないことは気になる場所ですので、5月の学校訪問時に教育委員会から少し助言をするべきではないかと考えております。また、地域の巻き込み方についてですが、実は昨年の校長会において、この働き方改革を含めたコミュニティスクールについて議論させていただきました。その際、ある小学校が事前に地域の皆さんに課題を提示し、「これについて皆さんができることを考えてきてください」という形で進めました。そのときの課題は「安全」であり、避難場所についても含めて協議しました。このように、協議の場をしっかりと設け、各運営

委員の皆さんが自分の立場で何ができるのかを考える場とすることを今回提案させていただいております。

(教育長)

本計画の策定において、教職員の働き方を見直し、時短を図ることはもちろん重要ですが、やはり人との関わりが非常に大切です。それぞれ価値観の違いはありますが、何でも言える職場環境が良好な人間関係の構築や心身の健康につながります。これにより、「働きやすさ」が高まり、子どもたちにより良い教育を提供でき、「働きがい」を実感できると考えます。

(町長)

時短だけではなく、「働きやすさ」が大切で、職場におけるチームワーク、つまり人と人との関わりが重要です。周囲で支え合っているところは、うまく流れています。

(教育総務課主幹)

実は、学校が時短を意識するあまり、子どもと触れ合う時間が減少し、地域や保護者との関りが全くなくなってきたのです。逆に、その結果として保護者との間に溝が生じ、不信感が生まれ、保護者対応や児童生徒対応が増加しています。これは全国的に調査が行われています。

もちろん、時短を図ることは重要ですが、最優先すべきは子どもたちのより良い教育です。子どもとの信頼関係や保護者との信頼関係が築かれなければ、教育は成り立ちません。そのことを校長先生方にお話しさせていただきました。実際、先生方が疲弊する主な原因の一つは、同僚との関係や保護者対応です。授業が忙しいという理由ではありません。最初の頃、文部科学省は「時短、時短」と強調していましたが、現在は「働きがい・働きやすさ」へのシフトが進んでいます。

(議長：町長)

他に質疑がなければ本日の議事については終了でよろしいでしょうか。

いろいろなご意見ありがとうございました。現在、学校現場においては、多様化する教育課題への対応が求められ、教職員の時間外勤務は依然として厳しい状況にあります。この計画に基づいて各学校において働き方改革に取り組み、教職員のみなさんが健康で、やりがいを持って働くことができる環境を整えることで、結果として子どもたちと向き合う時間の確保につながることを願います。

以上で、議事を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(司会：教育総務課長)

以上をもちまして、令和8年度西原町総合教育会議を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。